

【関係資料③】 保険料率の統一

③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

また、共済組合等が保有する積立金について、厚生年金の積立金の水準に見合った額を仕分け1・2階部分の共通財源に供する。

- ・ 平成22年から1・2階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済については平成39年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。【附則】
 - ・ 共済組合等が保有している積立金については、厚生年金保険の積立金の水準（※）に見合った額を仕分け、被用者年金制度の1・2階部分の共通財源に供することとする。【厚年法の改正と附則】
- （※）保険料で賄われる1・2階部分の支出に対して何年分の積立金を保有しているか（積立比率）。

○ 被用者年金制度の保険料率の統一

【現状】

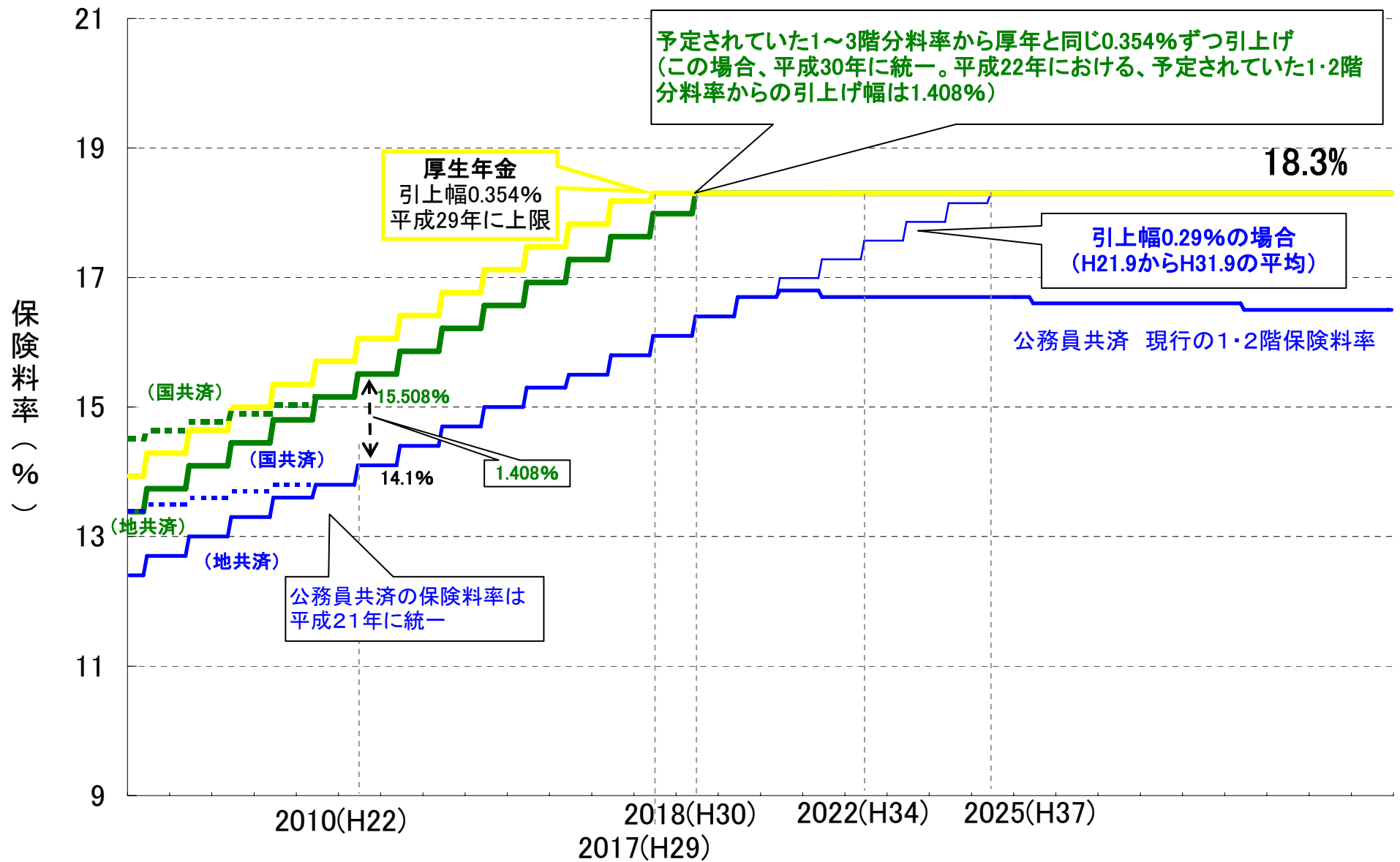
○ 各制度に共通する給付（1・2階部分）に係る保険料率

(%)

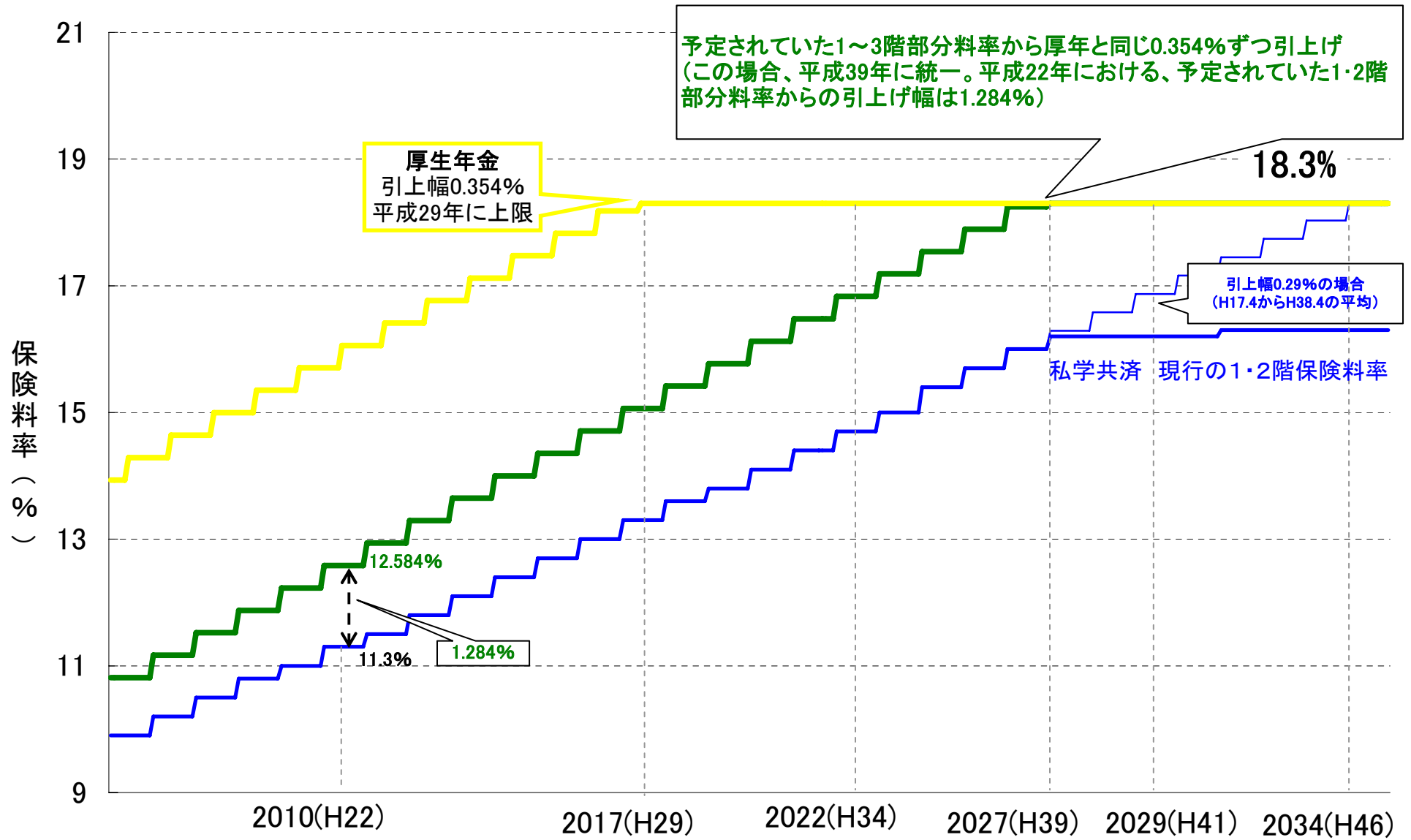
	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2006年度 (H18)	14.642	13.6	13.0	10.2
将 来	18.3	16.5～16.8		16.2～16.6
	2017年度以降 (H29～)	2020年度以降 (H32～)		2027年度以降 (H39～)

* 社会保障審議会年金数理部会資料より

保険料水準の統一スケジュール（公務員共済）



保険料水準の統一スケジュール（私学共済）



○ 積立金の仕分け

【現状】

○ 各制度の保有する積立金

(平成17年度末：簿価ベース)

制度	積立金額	備考
厚生年金	約132.4兆円	*代行部分を含まない
国共済	約8.8兆円	*3階部分を含む
地共済	約38.8兆円	
私学共済	約3.3兆円	

積立金の仕分けについて

- 現在の共済年金は、1・2階部分と3階部分が一体の年金財政になっているため、積立金も1・2階部分と3階部分の区分がないが、被用者年金の一元化に際しては、1・2階部分の給付のみを行っている厚生年金の積立金の水準に見合った額を1・2階部分の給付に充てられるべき積立金として明確に仕分ける必要がある。
- この場合、厚生年金とのバランスを確保するため、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対比して何年分を保有しているかという積立金の水準が揃うように、1・2階部分の積立金を仕分けることとする。

共済における1・2階積立金

共済における1・2階支出

=

厚生年金における積立金

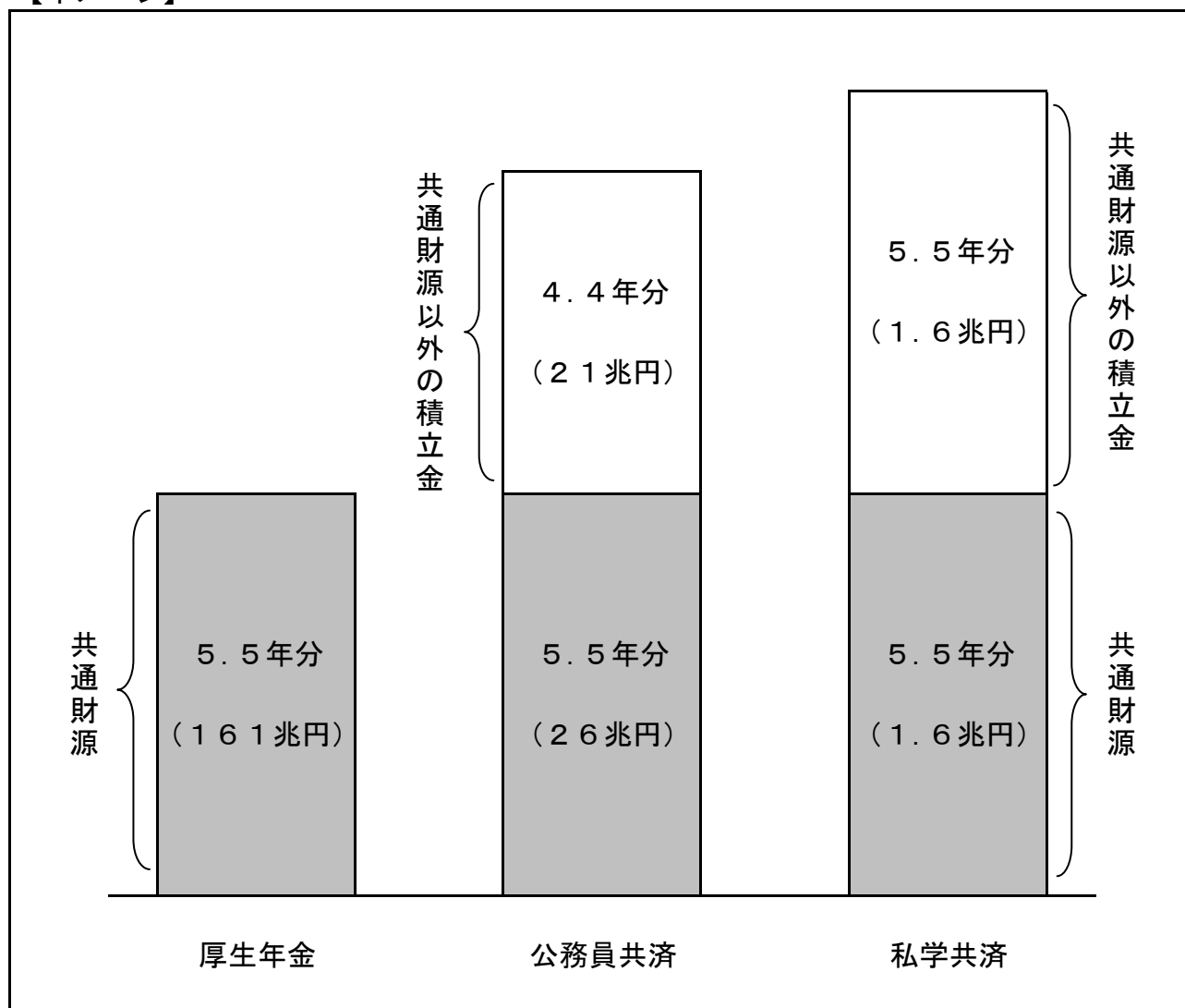
厚生年金における支出

被用者年金一元化における積立金の仕分け

- 共済年金の積立金のうち、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して何年分を保有しているかという積立金の水準（＝積立比率）が揃うように、共通財源として仕分けることとしている。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}} = \frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

【イメージ】



(注) 上記は平成18年度末見込み数値に基づいた機械的な計算であるが、法案では「21年度末の積立金と22年度の支出に基づき仕分ける」こととしているので、実際の金額は違ってくる。

(参考)旧三公社共済及び農林年金の厚生年金への統合

	旧三公社共済	農林共済
時期	平成9年4月1日	平成14年4月1日
移換金算定方法	給付確定部分 (スライド・再評価を除く部分のこと)	給付確定部分 (スライド・再評価を除く部分のこと)
移換金額	JR 1兆2千億円 JT 1千億円 NTT 1兆2千億円	積立金から納付 1.60兆円 上乘保険料で納付分 0.16兆円 計 1.76兆円